

○財務省告示第三十七号
国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五條第十一項の規定に基づき、平成十三年二月十三日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成十三年二月二十二日
財務大臣 宮澤 喜一

- 一 名称及び記号
二 発行の根拠
三 発行方法
四 募入決定の方法
五 発行行額
六 払込金額
七 額面金額の種類
八 発行日
九 発行価格
十 募入平均価格
十一 償還期限
十二 償還金額
十三 元金支払場所
十四 入札参加者
十五 払込期日

一 名称及び記号
二 発行の根拠
三 発行方法
四 発行行額
五 払込金額
六 額面金額の種類
七 発行日
八 募集の価格
九 利率
十 初期利子

利付国庫債券(二年)(第百八十一回)
国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五條第一項及び第五條ノ二
郵政事業庁長官による国債の募集の取扱い及び取得による発行額面金額で二千億円
うち、国債整理基金特別会計法第五條第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で四十三億七千八百四十万円、同法第五條ノ二の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で千九百五十六億二千六十万円
二千三百億円
五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種
平成十三年二月二十六日
額面金額百円につき百円十五銭年〇・四パーセント
平成十三年八月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ)。
額面金額又は償還金額×100
0.4×
平成13年2月26日から平成13年3月20日までの日数
365

○厚生労働省告示第三十四号
介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四條第二項(同令第五十二條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む)の規定に基づき、介護保険法施行令第四條に規定する厚生労働大臣が定める看護婦その他の従業者の員数及び厚生労働大臣が定める看護の体制その他の看護に関する基準に適合する病床等(平成十一年三月厚生省告示第九十八号)の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。ただし、同日現に医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七條第一項の開設計許可を受けている病院のうち、同令第四條第二項に規定する病床であつて、同令第五十二條第二項の規定により読み替えて適用する同令第四條第二項に規定する特例対象病院が有するものについては、この告示による改正後の第一項第一号イの規定にかかわらず、平成十八年二月二十八日までの間は、なお従前の例によることとし、この告示による改正後の第二項の規定の適用については、平成十五年八月三十一日までの間は、同項中「療養病床」とあるのは、「療養病床又は医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十一号)附則第二条第三項第五号に規定する経過の旧療養型病床群(その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る)の病床」とする。
平成十三年二月二十二日
厚生労働大臣 坂口 力

題名中「第四條」を「第四條第二項」に改める。
第一項中「第四條(令第五十二條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ)を「第四條第二項」に改め、同項第一号イ中「第四條」を「第四條第二項」に改め、「(次項に規定する介護力強化病床を除く)」を削り、「六又はその端数を増すことにより一以上であること」を「四又はその端数を増すことにより一以上であること」ただし、そのうち、当該病床における入院患者の数を四をもって除いた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数を生じるときはこれを切り上げるものとする)から当該病床における入院患者の数を五をもって除いた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数を生じるときはこれを切り上げるものとする)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができ」に改める。

第二項中「第四條」を「第四條第二項」に、「療養型病床群の病床」を「療養病床」に改める。
○厚生労働省告示第三十五号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百六條第一項の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十一年五月厚生省告示第百二十九号)の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。
平成十三年二月二十二日
厚生労働大臣 坂口 力

第二の三の1中「療養型病床群等」を「療養病床等」に改める。
○厚生労働省告示第三十六号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一條第四項及び第五十三條第二項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第九十九号)の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。ただし、同日前に行われた指定居宅サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例によることとし、平成十五年八月三十一日までの間は、改正後の別表の9の口中「療養病床を有する」とあるのは「療養病床又は医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十一号)附則第二条第三項第五号に規定する経過の旧療養型病床群(その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る)を有する」とし、同(9)の注一中「療養病床」とあるのは「療養病床又は医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十一号)附則第二条第三項第五号に規定する経過の旧療養型病床群(その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る)を有する」とする。
平成十三年二月二十二日
厚生労働大臣 坂口 力

第二号口中「病院療養型病床群短期入所療養介護費」を「病院療養病床短期入所療養介護費」に改め、同口(1)の(中)「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

厚生労働省告示第四十号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第二十一号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成十二年二月厚生省告示第三十号)の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。

平成十三年二月二十二日 厚生労働大臣 坂口 力
別表の1の注中「器4」を「器4(器2)」に改める。

経済産業省告示第百三十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第七十六条第一項の規定に基づき、平成十三年二月六日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成十三年二月二十二日 経済産業大臣 平沼 赳夫

- 一、承認番号 第〇〇一一号 静岡日本電気株式会社
二、名称 静岡日本電気株式会社
三、住所 静岡県掛川市下俣八〇〇番地
四、特定計量器の種類 アネロイド型血圧計
一、承認番号 第S〇一一号
二、名称 株式会社イオン電極研究所
三、住所 東京都国分寺市戸倉1-17-10
四、特定計量器の種類 ガラス電極式水素イオン濃度検出器
一、承認番号 第S〇一一号
二、名称 東亜ディーケー株式会社
三、住所 東京都新宿区高田馬場1-29-10
四、特定計量器の種類 ガラス電極式水素イオン濃度検出器

- 一、承認番号 第S〇一三三号
二、名称 東亜ディーケー株式会社
三、住所 東京都新宿区高田馬場1-29-10
四、特定計量器の種類 ガラス電極式水素イオン濃度検出器
一、承認番号 第S〇一四号
二、名称 東亜ディーケー株式会社
三、住所 東京都新宿区高田馬場1-29-10
四、特定計量器の種類 ガラス電極式水素イオン濃度検出器

- 一、承認番号 第S〇一六号
二、名称 東亜ディーケー株式会社
三、住所 東京都新宿区高田馬場1-29-10
四、特定計量器の種類 ガラス電極式水素イオン濃度検出器
一、承認番号 第S〇一七号
二、名称 東亜ディーケー株式会社
三、住所 東京都新宿区高田馬場1-29-10
四、特定計量器の種類 ガラス電極式水素イオン濃度検出器

- 一、承認番号 第S〇一八号
二、名称 東亜ディーケー株式会社
三、住所 東京都新宿区高田馬場1-29-10
四、特定計量器の種類 ガラス電極式水素イオン濃度検出器
一、承認番号 第S〇一一号
二、名称 株式会社東興化学研究所
三、住所 東京都杉並区高井戸西一丁目一八番八号
四、特定計量器の種類 ガラス電極式水素イオン濃度指示計
一、承認番号 第S〇一一号
二、名称 株式会社東興化学研究所
三、住所 東京都杉並区高井戸西一丁目一八番八号
四、特定計量器の種類 ガラス電極式水素イオン濃度指示計

〇経済産業省告示第百四十四号
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十七条の五第四項の規定に基づき、液化石油ガスの充てんを行う者のための養成施設を別表のとおり指定したので、同法第八十八条第一項第二号の規定に基づき告示する。
平成十三年二月二十二日 経済産業大臣 平沼 赳夫

別表
指定番号 第九号
株式会社ミツウロコ大阪技術研修センター
大阪府堺市金岡町五四番地

氏名又は名称 住所又は所在地
古河電気工業株式会社 東京都千代田区丸の内2-1-1
東日本三電線株式会社 茨城県石岡市荒金1-1
株式会社北越電線 福井県鯖江市神明町3-7-1
カワノ電線株式会社 大阪府大阪市東淀川区小松3-20-46
カワノ電線株式会社 大阪府大阪市東淀川区小松2-1-40
カワノ電線株式会社 大阪府大阪市東淀川区小松3-20-46
三和電線工業株式会社 東京都荒川区東日暮里6-48-10
株式会社仲野電機製作所 東京都八王子市植原町290
株式会社共栄電機 愛媛県新居浜市菊本町2-13-13
エルトナー田方株式会社 静岡県田方郡函南町塚本220-1
中国電線工業株式会社 大阪府藤井寺市国府2-4-56
三陽電工株式会社 東京都北区十条仲原1-1-8
" 合茂樹脂絶縁電線
" ケーブル
古田電線株式会社 東京都荒川区東日暮里5-41-2
河村電産産業株式会社 愛知県瀬戸市曙町3-86
神保電器株式会社 東京都大田区大森西1-19-4
株式会社坂本電機製作所 福岡県福岡市東区和白3-27-55
日本サーモ株式会社 神奈川県横浜市港北区高田西3-2-1

〇経済産業省告示第百五十五号

電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第十八条の規定に基づき、平成十三年二月六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成十三年二月二十二日 経済産業大臣 平沼 赳夫

型式認可番号 氏名又は名称 住 所
第12-9687号 古河電気工業株式会社 東京都千代田区丸の内2-1-1
第12-9688号 東日本三電線株式会社 茨城県石岡市荒金1-1
第12-9689号 株式会社北越電線 福井県鯖江市神明町3-7-1
第12-9690号 カワノ電線株式会社 大阪府大阪市東淀川区小松3-20-46
第12-9691号 カワノ電線株式会社 大阪府大阪市東淀川区小松2-1-40
第12-9692号 太平電工株式会社 大阪府大阪市東淀川区小松3-20-46
第12-9693号 カワノ電線株式会社 大阪府大阪市東淀川区小松2-1-40
第12-9694号 三和電線工業株式会社 東京都荒川区東日暮里6-48-10
第12-9695号 カワノ電線株式会社 大阪府大阪市東淀川区小松3-20-46
第12-9696号 株式会社仲野電機製作所 東京都八王子市植原町290
第12-9697号 株式会社共栄電機 愛媛県新居浜市菊本町2-13-13
第12-9698号 エルトナー田方株式会社 静岡県田方郡函南町塚本220-1
第12-9699号 中国電線工業株式会社 大阪府藤井寺市国府2-4-56
第12-9700号 三陽電工株式会社 東京都北区十条仲原1-1-8
第12-9701号 合茂樹脂絶縁電線
第12-9702号 ケーブル
第12-9703号 河村電産産業株式会社 愛知県瀬戸市曙町3-86
第12-9704号 神保電器株式会社 東京都大田区大森西1-19-4
第12-9705号 株式会社坂本電機製作所 福岡県福岡市東区和白3-27-55
第12-9706号 日本サーモ株式会社 神奈川県横浜市港北区高田西3-2-1